

社団法人いわき産学官ネットワーク協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人いわき産学官ネットワーク協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を福島県いわき市平字田町 120 番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、いわき地域内外の産学官の人材、技術、資金、情報の結節交流拠点として、そのネットワークを活用しながら、地域産業界の多様なニーズに一元的・総合的に対応することで、企業の経営革新、新産業・新事業の創出、雇用の創出を図り、もって当該地域産業の活性化に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 企業の経営革新及び技術開発支援事業
- (2) 創業者の起業化支援事業
- (3) 産学官の連携促進事業
- (4) 助成制度の活用支援事業
- (5) 産業財産権の取得支援事業
- (6) 各種情報の収集及び提供事業
- (7) 地域産業活性化に関する調査研究事業
- (8) いわき産業創造館の管理運営事業
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会したもの

(入会)

第6条 正会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

(1) 会費を1年以上納入しないとき。

(2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第11条 この法人に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 専務理事 1人

(4) 理事(会長、副会長及び専務理事を含む。) 10人以上15人以内

(5) 監事 2人

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 会長は、この法人を代表し、業務を統括する。ただし、会長個人と利益相反する行為となる事項については、会長があらかじめ指名する他の理事が会長の職務を代理する。

2 副会長は会長を補佐して業務を掌理し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を総括する。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを総会又は福島県知事に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会若しくは理事会の招集を請求し、又はこれらを招集すること。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第15条 役員は無給とする。ただし常勤の役員は、総会の同意を得て、有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、会長が総会の議決を経て別に定める。

(事務局)

第16条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会議

(種別)

第17条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第19条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

- 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決定する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に附議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎年2回以上開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めた場合。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合。
 - (3) 監事から第12条第5項第4号の規定に基づいて開催の請求があった場合。
 - (4) 監事が第12条第5項第4号の規定に基づいて招集する場合。
- 3 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めた場合。
 - (2) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合。
 - (3) 監事から第12条第5項第4号の規定に基づいて開催の請求があった場合。
 - (4) 監事が第12条第5項第4号の規定に基づいて招集する場合。

(招集)

第21条 会議は、前条第2項第4号及び同条第3項第4号の場合を除いて会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号又は第3項第2号の規定による請求があった場合には請求のあった日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号及び第3号の場合には請求のあった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 会議を招集するには、正会員又は理事に対し、開会の日の5日前までに文書をもって会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 会議は、総会においては正会員総数の過半数以上、理事会においては理事現在数の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議決)

第24条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員又は理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、正会員又は理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員又は理事の現在数
- (3) 出席した正会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した正会員又は理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 委員会

第27条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第6章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第28条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生じる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第29条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

2 資産のうち現金は、確実な銀行若しくは郵便官署に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(経費の支弁)

第 30 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 31 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 32 条 この法人の事業計画書及び予算は、会長が作成し、その事業年度開始前に総会の承認を得なければならない。

2 前項の事業計画及び予算を変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更については、その範囲を定め、総会の議決を経て、予め理事会に委任することができる。

(暫定予算)

第 33 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て新たな予算が成立する日まで前事業年度の予算に準じ収入し、又は支出することができる。

2 前項の規定による収入又は支出は、予算が承認された場合新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

(事業報告、決算及び財産目録)

第 34 条 この法人の事業報告書、収支決算書類及び財産目録は、毎事業年度ごとに会長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後 3 月以内に総会の承認を得なければならない。

(特別会計)

第 35 条 この法人は、必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第 36 条 この法人の収支決算に差額が生じたときは、総会の承認を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すことができる。

(借入金)

第 37 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が 1 年未満のものを除き、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を得、かつ、福島県知事の承認を得なければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、福島県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第39条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項各号の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散をする場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、福島県知事の承認を得なければならない。
- 3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、福島県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄附する。

第8章 雑則

(委任)

第40条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の許可のあった日（平成18年5月18日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会費は、第7条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第31条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成19年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第32条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可を受けた日（平成19年3月26日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可を受けた日（平成20年5月9日）から施行する。